



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名	日本プラスチック株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 須藤 亘 (コード番号 7291 東証第二部)
問 合 せ 先	専 務 取 締 役 鈴木 睦男
電 話 番 号	0544-58-6830

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 21 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 77 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改定する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等ではない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、第 27 条第 2 項の新設および第 35 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、定款第 27 条第 2 項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更の株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日 (金)	予定
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日 (金)	予定

以 上

(別 紙) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="339 443 735 477">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="228 517 783 763">第27条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p data-bbox="443 882 603 916">(新 設)</p> <p data-bbox="228 1099 632 1133">第 28 条～第 34 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="339 1173 735 1207">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="228 1247 783 1494">第35条 (監査役の責任免除等) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p data-bbox="316 1503 783 1749">②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p data-bbox="228 1792 632 1825">第 36 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="922 443 1318 477">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="810 517 1366 763">第27条 (取締役の責任免除等) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p data-bbox="898 772 1366 1064">②当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p data-bbox="810 1099 1246 1133">第 28 条～第 34 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="922 1173 1318 1207">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="810 1247 1366 1494">第35条 (監査役の責任免除等) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p data-bbox="898 1503 1366 1749">②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、<u>会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p data-bbox="810 1792 1246 1825">第 36 条～第 41 条 (現行どおり)</p>

以上